

別紙

諮問第837号

答 申

1 審査会の結論

「児童票（受付番号〇〇）」外8件を一部開示とした決定及び「書類一式」を非開示とした決定は、いずれも妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「〇〇児童相談所の保有する私に関する情報の全て」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、東京都知事が令和2年9月18日付けで行った一部開示決定（以下「本件一部開示決定」という。）及び非開示決定（以下「本件非開示決定」という。）について、それぞれその取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件一部開示決定においては、条例16条2号及び6号の規定に基づき、対象保有個人情報の一部を非開示としたものである。

また、本件非開示決定においては、条例16条2号及び6号の規定に基づき、対象保有個人情報の全部を非開示としたものである。

4 審査会の判断

（1）審議の経過

本件審査請求については、令和3年2月3日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和4年7月21日に実施機関から理由説明書を收受し、同年7月22日（第224回第二部会）から、同年10月17日（第226回第二部会）まで、3回の審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る保有個人情報、審査請求人の審査請求書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 児童相談所について

児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）2条3項は、「国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。」と規定し、法12条1項で都道府県が児童相談所を設置する義務を定め、同条2項において児童相談所の主たる業務を定めている。

また、都における児童相談所は、東京都児童相談所条例（昭和28年東京都条例第119号）1条に基づき設置され、東京都児童相談所処務規程（昭和32年東京都訓令甲第39号）に基づき、児童及びその保護者に対する相談援助活動を実施している。

イ 本件対象保有個人情報について

実施機関は、本件開示請求に係る対象保有個人情報として、「受付番号〇〇の児童票」、「受付番号〇〇の指導経過記録票」、「受付番号〇〇の児童票」、「受付番号〇〇の指導経過記録票」、受付番号〇〇に関する「児童虐待通告・相談受付票」、受付番号〇〇に関する「会議録A」、「受付番号〇〇の児童票」、「受付番号〇〇の児童票」及び「受付番号〇〇の児童票」（以下「本件対象保有個人情報1」という。）を特定し、非開示情報がそれぞれ条例16条2号及び6号に該当するとして、本件一部開示決定を行った。

また、実施機関は本件開示請求に係る上記以外の情報について「書類一式」（以下「本件対象保有個人情報2」という。）として特定し、条例16条2号及び6号に該当するとして、本件非開示決定を行った。

ウ 本件非開示情報について

本件対象保有個人情報1及び2で非開示とされた情報は、審査請求人以外の個人に関する情報、担当職員の見解、相談援助方針の詳細、実施機関内部での連絡調

整の内容、実施機関と関係者又は関係機関（以下「関係者等」という。）とのやり取り、通報に関する情報及び一時保護の場所に関する情報（以下「本件非開示情報」という。）である。

審査会は、本件非開示情報について、審査請求人以外の個人に関する情報を本件非開示情報1に、担当職員の見解、相談援助方針の詳細、実施機関内部での連絡調整の内容、実施機関と関係者等とのやり取り、通報に関する情報及び一時保護の場所に関する情報を本件非開示情報2に分類した上で、本件非開示情報1及び2の非開示妥当性について判断する。

エ 本件非開示情報の非開示妥当性について

（ア）本件非開示情報1について

審査会が見分したところ、本件非開示情報1には、審査請求人以外の人物の状況が記載されていることが確認された。これらの情報は、審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であることから、条例16条2号本文に該当し、また、その内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当しない。

したがって、本件非開示情報1は、条例16条2号に該当し、非開示が妥当である。

（イ）本件非開示情報2について

審査会が見分したところ、本件非開示情報2には、審査請求人の子に関する実施機関の担当職員の見解、実施機関として検討した内容、決定した相談援助方針の詳細、審査請求人に係る指導内容、実施機関内部での連絡調整の内容及び一時保護の場所が記載されていることが確認された。

実施機関の説明によると、児童相談所では、児童や保護者の抱える問題の性質や生活環境等について、様々な職種の職員が専門的知見に基づいて分析し、それらの情報を集約して最善の援助方針を検討した上で、相談援助活動を実施しており、当該情報は、単なる事実の記載ではなく、実施機関が行った評価、判断やそれに関する情報であるとのことである。

相談援助活動に求められる専門性の高さや課題の複雑さを踏まえれば、これら

の情報を開示することとなると、実施機関において、今後の事案検討や記録作成に際し、検討内容が開示された場合の本人の感情や反応等を懸念するあまり、率直な意見を述べ難くなるなど、忌憚のない意見交換が行われなくなり、記載内容を簡略化するなどの事態が想定される。

また、本件非開示情報2には、実施機関と関係者等との間の本児に関するやり取りに係る情報及び実施機関が受けた審査請求人に関する通報や相談に関する情報が記載されていることが確認された。

実施機関の説明によると、実施機関が相談援助活動を行うためには、関係者等との相互の連携や信頼関係が不可欠であるとのことである。

そのため、当該情報を開示することとなると、実施機関は関係者等からの信頼を損なうこととなる。また、関係者等は実施機関への情報提供に消極的になることが想定される。

以上のことから、これらの情報を開示すると、関係者等との信頼関係が損なわれ、実施機関が適切な相談援助活動を行うことができなくなり、児童相談所に係る業務の今後の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件非開示情報2は、条例16条6号に該当し、同条2号該当性を判断するまでもなく、非開示が妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書において、本件非開示とされた内容については、法28条1項申立事件（以下「別件訴訟」という。）において、明らかにされており、非開示にする理由がない旨主張する。

しかし、本件対象保有個人情報と、別件訴訟に向けて作成・提出した資料は別の資料であり、また、当該資料をいつ審査請求人が確認できるのか実施機関では関知するところではないことを踏まえると、別件訴訟における資料は、実施機関の開示又は非開示の判断に影響を及ぼすものとは認められない。

オ 本件における実施機関の対応について

本件においては、開示請求者は開示請求書の「1 請求に係る保有個人情報の内容」欄において、「〇〇児童相談所の保有する私に関する情報の全て」と記載している。このような記載は条例13条1項2号における「保有個人情報を特定するために必要な事項」を記載したとは言い難く、仮に実施機関が保有している文

書の一部を対象保有個人情報と特定した場合、特定不足に関する疑義が生じ得る。そのため、実施機関において、本件のような記載の開示請求があった場合には、開示請求者に補正を求め、開示決定等の対象となる保有個人情報がどのようなものか、可能な限り客観的に分かるよう対応すべきであった。

また、実施機関は非開示決定通知書の「1 請求に係る保有個人情報の内容」欄において、「書類一式」と記載している。開示請求を受けた実施機関は、非開示情報該当性等の判断等及びそれに基づく措置の前提として、対象保有個人情報を識別し、個別具体的に特定することが条例上予定されている。この点、上記記載では、個別具体的に特定したとは言い難く、開示請求者は対象保有個人情報が何か分からないまま非開示決定の取消しを求めることになってしまう。本来、実施機関は非開示対象となる文書がどのようなものか、可能な限り客観的に分かるよう対応すべきであった。

以上のように、本件における実施機関の対応には不適切な点があったと言わざるを得ず、今後はこのようなことがないよう実施機関に対し望むものである。

なお、審査請求人は、審査請求書において、種々の主張を行っているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

吉戒 修一、友岡 史仁、府川 繭子、藤原 道子